「親子交流支援事業」を利用されるお父さん、お母さんへのご案内

はあとの親子交流支援事業は、父母だけでは親子交流を始めるのに不安や困難がある場合に東京都が支援するものです。ルールに則り、決められた支援内容に沿って行います。

支援の流れと支援内容(下記)を必ず父母双方で確認、合意の上、お申込みください。

支援の対象

父母間で「東京都の親子交流支援を受け、交流を行う」との合意が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

- ① 中学生までの子どもがいる。 ② 子どもと同居している親が都内に住所を有している。
- ③ 父・母の双方又はいずれかが児童扶養手当受給相当の所得水準であり、児童扶養手当受給相当の所得水準でないいずれかの父・母は、児童育成手当相当の所得水準である。
- ④ 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと。
- ⑤ 過去に本事業を利用していない。

支援の流れ

申込受付・審査

前相談

支

援

実

施

① 申込書提出(所得証明を添付)

申込書は、同居親・別居親それぞれ自筆の上、所得を証明する書類を添付し、 各自ご提出ください。2枚とも記入してください。

② 収入等の資格審査

審査の結果を父、母それぞれにお知らせします。

資格該当

資格に該当しない方は、再度父・母で協議し、民間の支援機関の利用などを検討してください。

③ 事前相談(父母それぞれに対し、親子交流支援員が行います) 父母それぞれで親子交流のルールを確認し、確認書に署名・提出)

主なルール ○子ども中心の日程調整 ○子どもが安心して楽しめる時間にする ○親に会うことを子どもに事前に伝える ○交流の維持のための父母の協力 ○子どもを板挟みにしない (別紙「子どもが主人公であるための親子交流のルール」参照)

④ 援助決定 事前相談終了後、交流援助ができるかどうか決定します。 相談の内容により、親子交流支援が始められない場合があります

⑤ 実施方法の調整

⑥ 支援実施

【援助内容】

- ① 親子交流の際の付添い(②、③を含む)
- ② 子の受渡し(③を含む)
- ③ 連絡調整(①、②の支援のための日時、場所、時間、 方法などの連絡、調整)
 - *事前相談により支援できるかを決定します。
- ・親子交流は、上のいずれかの方法で、支援開始月から1年間(最大12回)、支援を受けられます。
- ・交流は月1回まで、1回の時間は1時間程度です。

⑦ 支援終了 最終回

※ルール違反が認められた

とき、支援は中止となります

支援費用は公費負担で、無料です。

交通費・施設利用料等の実費はご自身の負担です。

自力で実施

*親子交流の条件を変更したい場合等は、 父母間で再協議してください。